

議員提出第二十五号議案

たばこ税増税に反対する意見書

平成二十二年度税制改正において、厚生労働省は政府税制調査会に対して、健康増進・喫煙率減少を目的として、たばこ税増税を要望しており、今後その行方が注目されている。

現在、製品たばこの販売数量は、喫煙と健康問題に関する意識の高まりや喫煙規制の強化、成人人口の減少などにより、十年連続して減少しており、また、喫煙率も既に欧米並みに減少している。

また、たばこにかかる税は、国・地方を合わせて六十パーセントを超えるなど、他の作物に比して突出した税率となっており、担税力は既に限界に達している。

喫煙と健康問題に関しては、喫煙者と非喫煙者が共存できる社会の実現、分煙対策の徹底を目指すべきであり、消費削減等を意図した懲罰的な増税は、断じて容認できるものではない。

また、現在、大分県では、耕作人員三百二十三名、耕作面積六百四十ヘクタール、販売高約三十億円のたばこ耕作を行っており、本県農業生産においても大変重要な地位を占めている。

こうした中、たばこ税の増税がなされると、たばこ離れに一層拍車がかかり、こうした消費の減少は、たばこ耕作者、たばこ小売業者を始めとするたばこ産業全体に打撃を与え、ひいては地域経済・地域農業にも大きな影響を及ぼすことが予測される。

よって、国会及び政府におかれては、こうした状況を十分考慮し、安易にたばこ税の増税を行うことのないよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月十日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫殿
国家戦略担当大臣	菅直人殿
総務大臣	原口一博殿
財務大臣	藤井裕久殿
農林水産大臣	赤松広隆殿